

平成24年6月定例会 代表質問

議長（瀧田啓剛君） 澤村 理君。

〔2番 澤村 理君 登壇〕

2番（澤村理君） 社民党議員会を代表しまして質問させていただきます。

通告に基づきまして4点について質問いたします。

質問の1点目は、防災・減災対策の推進についてでございます。

先ほどの津田議員の質問にもありましたように、去る3月末に、県は呉羽山、能登半島沖、糸魚川沖の断層による地震が起きた場合のそれぞれの津波シミュレーション結果を発表いたしました。特に呉羽山断層の場合は、射水市に1分で最大3.1メートルの津波が到達するとの予測であります。能登半島沖の場合でも15分で1.5メートル、糸魚川沖の断層が連動した場合は14分で3.9メートルとの予測であります。非常に衝撃的な調査結果でありまして、これらの地震が起きた場合は、避難するにも時間的な余裕がほとんどないということでありまして、これらが起きる確率は3,000年から5,000年に一度程度ということではあります。当分は起きないとだれも言い切れないはずであります。こうした地震が起きないことを祈るばかりであります。市民の生命・財産を守るために、先ほども答弁がございましたが、できることから対策を講じることが求められているのではないのでしょうか。この津波シミュレーションの調査結果が発表されて以来、私も津波にばかり意識がとられがちになっておりますが、地震の揺れそのものによる被害を最小限に抑える努力を忘れてはならないというふうに思います。

県内では、西暦で863年、そして1586年、1668年、1751年、1858年の地震によって多くの死傷者や建築物の倒壊などの被害があったと古文書に記されております。過去400年余りの間に、少なくとも4回大きな被害を伴う地震があったということでありまして。特に最後の1858年の地震は飛越地震と呼ばれるものですが、4月9日未明に跡津川断層を震源に発生したマグニチュード7.0以上のものと推定されております。この地震の被害は、死者100人未満、全半壊家屋1,000件前後ということですが、山の崩壊土砂により常願寺川がせきとめられてできた湖が2度にわたって決壊し、流域が土石流のはんらんによって甚大な被害をこうむったという2次災害も発生しております。

しかしながら、平野部においても広範囲にわたって地割れや液状化、土地の隆起、陥没が起きていたことが新潟大学の災害復興科学研究所の研究で明らかになっております。これがその資料であります。これによりますと、射水平野内では高岡市部分を除いた全体としては何と24万520歩の広さ、つまり80ヘクタール弱に及ぶ田んぼに液状化の被害があり、特に和田川が丘陵地から平野に出た付近から庄川に合流するまでの和田川沿いに集中して何と10万歩弱の被害があったということでありまして。過去に液状化現象が発生した場所は、強い地震が起きれば再び液状化するという可能性が高いというふうに言われています。こういうような広い範囲にわたる液状化現象に対して有効な対策を講じることが相当困難なことと思われまますが、危険度の目安を周知することは可能ではないのでしょうか。

平成10年度に当時の国土庁が策定した液状化ゾーニングマニュアルに基づいて、平成22年に市が作成した液状化可能性マップ、これの青いところでありまして、埋立地以外の射水平野はほぼ一様に中程度の危険度となっております。潜在的に危険度の高い地域があるとい

うふうに私は思います。14年前に策定されたマニュアルに基づいてつくられたものですし、マップ作成の後に東日本大震災、そして呉羽山断層地震の被害想定の見直しということもありました。国に液化化ゾーニングマニュアルの改定を求めることはもちろんのこと、先ほど申し上げました史実を精査した上で、液化化可能性マップを改定する必要があるというふうに考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

また、呉羽山断層で地震が起きた場合、射水市の建物の全半壊は5万3,000棟以上に上ると予測されております。津波が来る前に建物の下敷きになっていては避難することもできませんので、公衆性の高い施設はもちろんのこと、一般住宅の耐震化の促進は大きな課題ではないでしょうか。

平成19年に策定され、その後、平成22年に改定されました射水市耐震改修促進計画、これではありますが、これによりますと、平成27年度末までに住宅の耐震化率を85%までに高めるというふうにされておられます。その改定後に東日本大震災があって、呉羽山断層の被害想定も見直されていますので、この計画のさらなる改定が求められているというふうに思いますが、もともと平成24年度今年度ですね、再度計画の見直しを行い、平成27年度末の目標を達成できるよう適切に実施していくというふうにされておられます。一般住宅の耐震化の進捗状況と今後の見込みはどうか、また耐震改修促進計画の再改定をどのように進められるのか見解をお聞かせください。

さて、去る5月12日に開催されました射水市防災講演会を私も拝聴させていただきました。非常に感銘を受けたところでございます。特に広域首都圏防災研究センター長の片田先生は、大いなる自然の営みに畏敬の念を持ち、行政にゆだねることなく、みずからの命を守ることに主体的たれという信念に基づいて、想定にとらわれるな、最善を尽くせ、率先避難者たれという避難3原則を力強く説かれておられました。この片田先生は、釜石市で防災教育に取り組み、その結果、あの津波が来ても、小・中学生の99.8%を生存させたという奇跡をなし遂げた方であり、子供たちへの防災教育がいかに重要なことなのかを痛感させられました。その逆に、釜石の津波ハザードマップで安全とされていた地区で多くの大人の方が亡くなられていることから、ハザードマップをうのみにすることの危険性も思い知らされた次第であります。このことから、市民一人一人の防災意識の向上、つまり自分の命は自分で守るしかないという「津波てんでんこ」のような、いわば防災思想が市民や子供たちに根づかなければ、こうした想定外の災害を生き抜くことはできないと私は感じました。本市においては、子供たちへの防災教育、あるいは市民の防災意識の向上に今後どのように取り組まれるのか方針をお聞かせください。

次に、質問の2点目は、子ども・子育て新システムについてでございます。

この新システム関連3法案につきましては、子供はあしたの日本を支える社会の宝ということから、子供の最善の利益を考慮し、すべての子供たちが尊重され、その育ちを等しく確実に社会全体で保障することを基本理念とし、子ども・子育て新システム検討会議等での議論を踏まえまして、今通常国会で審議入りを行いました。社民党といたしましては、自治体の責任の後退、保育の産業化、市場化、質の低下を招くものとして問題点を提起してまいりましたので、それらを踏まえまして質問項目を通告したところですが、その後、いわゆる一体改革の民自公3党修正協議の中で、民主党が総合こども園の創設を断念し、認定こども園を拡充する現行法改正で対応するというふうに報道がありました。おかげで、私の質問項

目も急遽変更を余儀なくされました。一体今の政局はどうなっているのか。消費税引き上げのためには、なりふり構わず理念さえもかなぐり捨てて、子供たちでさえスケープゴートにしてしまう、この無責任さに強い憤りを感じている次第であります。

議論が進められてきた事柄が修正協議の中であっけなく変更となりましたので、これまでの国での議論の進め方や対応に対しまして、地方自治体の立場から国に要請すべき点について見解をお伺いしたいというふうに思います。

問題点の1つには、議論を進める中に、当事者である保護者や事業の実施主体である地方自治体が全く蚊帳の外であり、その意見が全く加味されていないということ、2つには、自治体はもちろんのこと、利用者、国民には一切その理念や制度設計が周知されておらず、準備期間が全くもって不十分であること、3つには、財源に消費税増税分を充てるとしていることから、もし制度を充実しようとすると、さらなる消費税増税が求められるということ、これらの問題点を自治体としては強く国に対応を迫っていかねばならないというふうに考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

次に、質問の3点目は、市民病院の診療棟の耐震化改築についてであります。

市民病院は、厳しい経営環境の中にあっても地域の中核病院として救急受入態勢の充実、心臓血管センターの開設など、循環器診療の強化に努められ、ブランド力の向上に取り組むとともに、平成20年度に策定されました病院改革プランに基づく経費節減、心臓カテーテル治療等の手術件数の増加、DPC対策、診療報酬の改定などにより平成21年、平成22年と2年連続で赤字を圧縮されました。そのかいあってか、このたび災害に強い防災医療拠点とするため診療棟の耐震化改築を進められることになりました。これから基本構想を策定し、基本設計、実施設計の後、着工に移られるというふうに思いますが、当然工事期間中においても診療をとめるわけにはいかないというふうに思いますが、診療を続けながらも、どのように改築を進められようとしているのか、その基本的な方針をお聞かせください。

また、救急部門の充実については、以前救急棟の整備が一たん計画はされたものの、立ち消えになった経緯があるというふうに承知しております。その後、循環器センターが動き出し、広域医療圏における本格的な循環器救急受入態勢が整うころに改めて救急棟の設計整備について検討するというふうにされてきました。加えて、総合計画の中後期実施計画では、循環器センターと同時に整備する予定であった救急棟は、診療棟とあわせて検討するというふうにされています。当然、医療スタッフの確保が大前提であるというふうに考えますが、今回の診療棟改築にあわせて救急部門の充実をいかに図られようとしているのか、見解をお伺いいたします。

最後の4点目は、既存市街地の住宅政策についてであります。

既存市街地の空洞化の現象面として、空き家の増加という問題があります。この問題は、何も射水市だけの問題でなく、日本全国のこれまでの人口密集地での共通の問題であり、どこの自治体もこの問題で悩み、それぞれがさまざまな対応をしているという状況だというふうに思います。既に県内では、富山市が中心市街地に限定してではありますが、まちなか再生の取り組みを進めているのを初めといたしまして、幾つかの自治体が空き家解消を目指した施策を展開しています。本市においては、昨年度空き家実態調査に取り組みられ、これからその所有者の皆さんに意向調査を実施されるとのことです。

しかしながら、空き家という目に見える現象面だけにとらわれて、空き家だけに絞って対

症療法的にいろんな施策を展開していっても、これはもうモグラたたきが延々と続くだけで、根本的な解決にはつながらないのではないのでしょうか。なぜ市街地で空き家がふえ続けるのか、人口が流出していくのか、一番の原因は住宅環境が現在のライフスタイルに合わなくなってしまったからではないのでしょうか。ならば、既存市街地の住宅環境の改善を促進するような施策を展開するべきというふうに私は思います。それも人口流出をとどめるとともに、逆に流入してくるような画期的な施策をであります。もちろん、現行の住宅に関するいろんな補助や融資の制度もフルに活用すべきというふうに思います。先ほど質問しました耐震化、あるいは太陽光、バリアフリー化、県産材の使用など、これらに津本議員さんがよく言われておられます地元業者への発注に対する補助なども組み合わせればどうでしょうか。また、例えば現在放生津町で進めておられます重点密集市街地整備事業の小規模版、これを四、五件程度単位で民間事業者に展開してもらおうというのはいかがでしょうか。国全体の人口は減少の一途で、右肩上がりの経済成長も望めないというこの時代、もう既成市街地のほかに宅地を拡張し、インフラ整備に社会資本を投下するような時代は終わったのではないのでしょうか。それよりも、持てる資産、既存市街地を無駄なく効率よく運営すべきではないでしょうか。

中3まで医療費無料化などによって、県内では「子育てするなら射水市で」が大分定着してきているというふうに思います。せっかく射水市で子育てをしたくても、アパートの家賃が高かったり、住宅の取得に係る経費が他の自治体より高かったら、これはもう本末転倒だというふうに思います。次はぜひとも「住まいをするなら射水市で」を目指して、県内でも群を抜くような住宅政策の充実をされることを心からお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（瀧田啓剛君） 当局の答弁を求めます。

夏野市長。

〔市長 夏野元志君 登壇〕

市長（夏野元志君） 社民党議員会を代表して質問されました澤村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私からは、防災・減災対策の推進についてのうち、防災意識の向上及び防災教育の取り組み方針についてお答えをさせていただきます。

東日本大震災の教訓から、人的、物的被害を軽減する減災への取り組みが極めて重要であるとの認識を新たにしておるところでございますが、市民にも大震災発生以降、自分の身は自分で守るという自助の重要性が再認識されており、災害に対する住民の意識が高まってきていると感じておるところでございます。本市では、この機会をとらえまして、より一層の防災意識の向上及び防災教育の推進に向けた取り組みを実施してきておるところでございます。

まず、海岸部の堤防等に津波注意看板、そしてまた全市の屋内指定避難所及び沿岸部の電柱に海拔表示看板を設置し意識啓発を行ってきたところでございます。また、議員御発言の中にもございましたが、この5月に初めて射水市防災講演会を開催いたしまして、住民一人一人が災害に対してどのように備えるかについて考えていただいたところでございます。なお、9月にも新潟県中越沖地震の体験者の方を招いての講演会を予定しております。また、

地域振興会を対象に、射水市地震防災マップ及び射水市避難所開設運営マニュアルに関する説明会の開催や、各家庭、地域における災害への備えをテーマとした市政出前講座を実施してきておるところでございます。さらには、今年度作成いたします津波ハザードマップを活用したワークショップも実施をし、津波避難に関する意識啓発を行う予定としております。

今後も、防災を考えていただく機会をふやし、一人一人ができる減災につながる対策や災害への備え、または自主防災組織への参加の一層の必要性、重要性を啓発しながら、各家庭や地域における防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、子供たちへの防災教育につきましては、小・中学校におきまして身近に起きる危険を予測・判断し、進んで安全に行動する能力と態度が身につくよう、教育活動全体を通して児童・生徒に指導していくことが重要であると考えておるところでございます。特に定期的な避難訓練は、地震、津波、火災、また不審者対応を想定したものとなっております。その状況に応じた適切な行動が身につくよう繰り返し指導が行われているところであります。また、学校ごとに津波を含む自然災害を想定した危機管理マニュアルの作成も予定されているところであります。緊急時の防災態勢の強化を図ることにしております。引き続き命の大切さと災害の怖さ、そしてふだんからの準備と心構えの大切さにつきまして児童・生徒に指導していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（瀧田啓剛君） 渋谷福祉保健部長。

〔福祉保健部長 渋谷俊樹君 登壇〕

福祉保健部長（渋谷俊樹君） 私のほうからは、議員御質問の2点目、子ども・子育て新システムについてお答えをいたします。

皆さん御承知のように、この新システムについては、現在国のほうが進めております社会保障と税の一体改革の中で社会保障の充実策として検討されております子育て支援のための新制度でございます。この子ども・子育て新システムへの移行は、現在の子育て支援制度の大きな変更を伴うものであり、国民の理解が不可決であると考えております。したがって、当然その周知については国の責任において事前にかつ十分になされることが必要であります。また、制度設計に当たっては、政府の諮問機関である少子化社会対策会議が策定をいたしました子ども・子育て新システムに関する基本制度の冒頭文にあるように、子供の最善の利益を考慮し、幼児期の学校教育、保育のさらなる充実向上を図るとともに、すべての子供が尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう地方自治体と関係者の意見が十分に反映されなければならないものであると考えておるところでございます。

既に全国市長会から政府に対して、この新システムの本格実施に当たっては、十分な周知と準備期間が必要であること、また国の責任において恒久的な財源を確実に確保すること、さらには制度の詳細の検討に当たっては、自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分に反映させることなどについて提言、要請をしているところでございます。本市といたしましては、そのような観点から、今後機会をとらえて関係機関を通じ国へ働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（瀧田啓剛君） 樋上都市整備部長。

〔都市整備部長 樋上博憲君 登壇〕

都市整備部長（樋上博憲君） 御質問の1点目、防災・減災対策の推進についてのうち、液状化可能性マップの再精査についてお答えいたします。

平成22年11月に作成し、23年2月に全戸配布いたしました地震防災マップの中の液状化可能性マップは、地形及び地質に基づき分類し、液状化が起こり得る可能性を推定しているものでありますが、議員御指摘のとおり、液状化の対策についてはその有効な対策を立てることは相当困難であると考えております。液状化可能性マップのように、市民の皆さんを対象に情報提供するようなものにつきましては、幅広い世代の皆さんが容易に理解していただけるよう、できる限り簡易でわかりやすいものである必要があり、現在のマップは地域の地震に対する危険度を認識する啓発資料としての目的は達成しているものと考えております。

なお、震災後に県が行いました被害想定も、平成22年11月、市で作成いたしました液状化可能性マップと手法は違いますが、似たような結果が出ており、この点からも現時点では議員御指摘のようなマップの改定の必要性はないと考えているところでございます。しかし、市としましては、マニュアル改定に限らず、地震、耐震に関する情報について、今後とも国及び県と連携を密にし、情報収集に鋭意努めてまいりたいと考えております。

次に、射水市耐震改修促進計画の目標達成見直しと再改定についてお答えいたします。

平成18年1月、国において建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本指針が示され、住宅の耐震化率及び多数の人が利用する、いわゆる特定建築物の耐震化率を平成27年度まで90%に引き上げることを目標としております。また、県では、国の基本方針を考慮しまして、平成19年4月に富山県耐震改修促進計画において、住宅は85%、特定建築物は90%を目標としております。

本市の耐震改修促進計画は、議員御指摘のとおり平成19年に策定し、その後平成22年に改定しており、住宅の耐震化率を県同様に85%とする目標を掲げております。地震の被害を軽減するためには、住宅の耐震化が重要であり、木造住宅耐震改修支援事業による補助や税制面での支援措置などの制度を設けていますが、費用負担が大きいことや改修工事に一定期間かかるため、生活面での煩わしさ等の問題も考えられ、過去3カ年の耐震工事の実施戸数は10戸にとどまっております。住宅の耐震化率は、平成22年度の52%からほとんど進んでいないというのが現状でございます。今後は、地域の住宅相談所や県とより一層協力し、耐震診断及び耐震改修に係る普及啓発活動を実施しながら、耐震化の促進に努めてまいります。また、耐震改修促進計画の見直しにつきましては、国及び県の動向を見きわめ、期間延長等も視野に入れながら検討したいというふうに考えております。

次に、4点目、既存市街地の住宅政策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、従来の住宅環境が現代のライフスタイルに合わなくなったことを初め、もろもろの要因により既成市街地の空洞化が見受けられます。本市で平成22年度に策定した射水市住まいまちづくり計画でも空洞化が引き起こすさまざまな問題解決のために、住宅と住環境の一体的な改善対策が必要であるとしております。その対策の一環として、空き家実態調査を行い、利用可能な空き家等の把握に努めるとともに、空き家対策に関する庁内連絡会議で今後の利活用や除去について、また政策アドバイザーの指導を得て、人口流出の歯どめとともに、人口流入となるよう各種定住施策についても協議検討しており、今後住宅

環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（瀧田啓剛君） 寺岡市民病院事務局長。

〔市民病院事務局長 寺岡伸清君 登壇〕

市民病院事務局長（寺岡伸清君） 議員御質問の3点目、市民病院診療棟の耐震化改築についての御質問のうち、まず第1点目の改築の進め方についてお答えいたします。

診療棟の耐震改築につきましては、現在病院内で院長をトップとする検討委員会を組織し、医師と病院スタッフの意見集約を行っているところでございます。その中での前提条件としてですが、改築に当たっては、1つには診療棟は全面改築すること、2つには現在の病院敷地内で改築すること、3つには診療を継続しながら改築することを基本条件としており、この条件をもとに今年度中に基本設計までを完了する予定で進めております。具体的な整備方針等詳細につきましては、今後基本構想、基本設計策定の中で詰めていくこととなりますが、いずれにしても、さきに申し上げた3つの条件を満たす改築が必要と考えておるところでございます。

次に、2点目の救急部門の充実についてお答えいたします。

今回の診療棟整備計画は、過去に提起されていた救急棟の整備計画とは異なり、昭和52年建設で建築基準法上の耐震基準を満たしていない診療棟を一括して整備しようとするものであります。御承知のとおり、現在の診療棟には救急部門も含まれており、平成23年度、直近ですが、の救急室利用患者数は4,210名、うち救急搬送患者は1,197人でありまして、年々増加傾向にあります。加えて、昨年3月に発生した東日本大震災以降、市民の防災意識の高まりを見せておりまして、射水市民病院が射水市の災害医療拠点としての役割を担うことも踏まえ、議員御指摘のとおり、医療スタッフの確保という課題はございますが、今回の診療棟の改築にあわせて救急部門の施設整備を充実させ、市民の医療ニーズに的確に対応していくことが重要であると認識いたしております。

以上でございます。